

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

東北（山形）厚生年金 事案 3673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は10万3,000円、申立期間②は21万2,000円、申立期間③は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、私が所持する給与明細書によると、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は10万3,000円、申立期間②は21万2,000円、申立期間③は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、元代表取締役及び元代表清算人は当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は10万1,000円、申立期間②は7万9,000円、申立期間③は7万3,000円、申立期間④は10万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日
④ 平成17年2月25日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から④までについて、私が所持する給与明細書によると、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は10万1,000円、申立期間②は7万9,000円、申立期間③は7万3,000円、申立期間④は10万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、

元代表取締役及び元代表清算人は当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（山形）厚生年金 事案 3675

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、私が所持する給与明細書によると、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役、元代表清算人及び同社から事業を引き継いだ株式会社Bの事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は8,000円、申立期間②は8万8,000円、申立期間③は7万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、私が所持する給与明細書によると、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は8,000円、申立期間②は8万8,000円、申立期間③は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、元代表取締役及び元代表清算人は当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（山形）厚生年金 事案 3677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から1万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役、元代表清算人及び同社から事業を引き継いだ株式会社Bの事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（山形）厚生年金 事案 3679

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から22万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役、元代表清算人及び同社から事業を引き継いだ株式会社Bの事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主、元代表清算人及び株式会社Bの事業主は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のF Bデータ及び申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3680

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を24万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から24万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のF Bデータ及び申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役、元代表清算人及び同社から事業を引き継いだ株式会社Bの事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主、元代表清算人及び株式会社Bの事業主は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のF Bデータ及び申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を7万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、同社から賞与が支給された記憶があるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの元代表清算人から提出された2004年7月分半期インセンティブの支給等に係る資料（以下「FBデータ」という。）により、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、上記FBデータにおいて確認できる保険料控除額から7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表取締役及び元代表清算人は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し

で行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②について、株式会社Aは前述のとおり既に解散し、同社の元事業主及び元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は無く、当時の状況は不明と回答しており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述のF Bデータ及び申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収データ」からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給等を推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3683

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万8,000円、申立期間②は5万4,000円、申立期間③は7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 16 年 2 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私が株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、私が所持する給与明細書によると、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるが、年金記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に株式会社Aから賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万8,000円、申立期間②は5万4,000円、申立期間③は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは平成21年に解散し、23年に清算終了している上、元代表取締役及び元代表清算人は当時の資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和58年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の株式会社Cにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和58年8月1日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録については、昭和58年8月は12万6,000円、同年9月は15万円、同年10月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和58年8月1日から同年8月2日まで
③ 昭和58年8月1日から同年11月1日まで

私は、D県E市に所在するA株式会社に昭和57年3月から58年7月31日まで勤務し、同年8月1日からF県G郡H町に所在する同社の関連会社である株式会社Cに継続して勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③について、ねんきん定期便に記載されている保険料

納付額と給与明細書に記載されている保険料額が相違しているので、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給与明細書及び株式会社Bの回答から、申立人は昭和58年7月31日までA株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持するA株式会社の給与明細書において確認できる総支給額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和58年7月30日を資格喪失日として誤って届け、当該期間に係る保険料についても納付しなかったと考えられる旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する給与明細書及び株式会社Bの回答から判断すると、申立人は昭和58年8月1日にA株式会社から株式会社Cに異動し、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る資格取得日を訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録については、申立人が所持する昭和58年8月分及び同年9月分並びに株式会社Bから提出された同年10月分の株式会社Cの給与明細書において確認できる総支給額及び保険料控除額から、同年8月は12万6,000円、同年9月は15万円、同年10月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Cの承継事業所である株式会社Bは、被保険者資格取得

届の提出時に報酬月額を誤って届け出たとしていることから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 5 月 9 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 5 月から 38 年 3 月までの期間においてA株式会社B支店に勤務していたが、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間とされていない。

また、A株式会社B支店に勤務し、厚生年金保険被保険者とされていた申立期間③及びC株式会社に勤務していた申立期間④は脱退手当金が支給された記録となっているが、私は、脱退手当金を受給していない。

これらの申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 34 年 5 月 1 日からA株式会社B支店に勤務したと述べているところ、複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間①当時、同社B支店に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A株式会社B支店は昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は適用事業所であっ

た記録は確認できない。

また、A株式会社B支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 11 人に対し、申立期間①当時における社会保険の事務取扱い等について照会したところ、回答が得られた 6 人のうち 1 人は、「入社後に試用期間があり、この間は社会保険の加入が遅れることがあった。」と回答しており、同社B支店では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、いずれも昭和 35 年 5 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、上記の照会により回答が得られた 6 人から申立人の主張を裏付ける証言は得られず、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録によれば、A株式会社B支店は、昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同日以降の同社B支店に係る社会保険の取扱いは、同社D事業所が一括して行っていたことがうかがえるところ、同社D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③及び④について、申立人に係るA株式会社B支店及びC株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることをうかがわせる「脱」表示が記されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 11 日まで

私は、申立期間において、株式会社A（昭和 55 年 2 月までは、株式会社B）に勤務したが、国の記録では当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 3 万 6,000 円から 14 万 2,000 円の範囲で記録されていた。私の記憶によると、入社時は基本給 15 万円と手当込みで 17 万円の給与が支払われており、昭和 55 年 9 月に退職した頃には約 20 万円の給与が支払われていたので、標準報酬月額の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aにおいて 17 万円から 20 万円の給与が支払われていたと主張しているが、申立人は当該期間に係る給与明細書等は所持していない上、同社は既に解散しており、申立期間当時、同社から申立人に支払われた給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同日の昭和 47 年 4 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 11 人の男性同僚のうち、申立人と同様に大学卒業後に入社したと考えられる 8 人の申立期間における標準報酬月額は、資格取得時は申立人と同額となっており、申立人が同社において被保険者資格を喪失した 55 年 9 月 11 日までの間、申立人の標準報酬月額との差は、おおむね 1 等級から 2 等級までの範囲で記録されていることが確認できる上、申立人及び上記同僚に係る同原票において、当該期間の標準報酬月額を遡及して訂正している等の不自然な記載は見当たらず、オンライン記録と一致

していることが確認できる。

さらに、前述の同僚 8 人に照会したところ、回答があった 6 人は、いずれも初任給は 3 万円から 4 万円としており、申立人が主張する初任給及び給与額の推移を裏付ける証言は得られなかった上、複数の同僚が所持していた申立期間のうち一部期間に係る株式会社 A の給料支払明細表によれば、当該期間に同社から支払われた給与額に見合う厚生年金保険の標準報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致しており、ほかの 1 人の同僚が所持していた同社労働組合の記念誌における初任給及び平均賃金の推移によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の改定経過は妥当なものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間当時、株式会社 A において総務課長であったとして名前を挙げた者に照会したところ、同氏は、「私が総務課長となった昭和 54 年 4 月の大学卒業者の初任給は 9 万 8,000 円と記憶しており、申立人が株式会社 A に勤務していた当時の給与額の推移から考えて申立人のオンライン記録における標準報酬月額は妥当と思える。」旨回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 9 月 1 日から 55 年 9 月 11 日まで、C 厚生年金基金の加入員であったことが確認できるところ、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」によれば、申立人の当該期間の報酬給与の金額は、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月
株式会社A（現在は、B株式会社）C支店に勤務していた平成 18 年 4 月に同社から賞与の支給を受けたが、当該賞与に係る国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社では、「申立人は、申立期間に株式会社AのC支店において雇用されていたが、同社の賞与支給時期は給与支給規定により7月及び12月の年2回と定められており、4月の賞与支給は無かったので、申立人の申立期間に係る賞与は支給していない。したがって、賞与からの厚生年金保険料の控除もしていない。」旨回答している。

また、申立人は、株式会社Aに勤務していた期間の給与振込口座はD銀行E支店の口座のみであり、他の金融機関の口座は無い旨述べているところ、同行F部署提出の取引明細表によれば、申立人の申立期間に係る給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

さらに、G健康保険組合の関係事項証明書によれば、申立人の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立期間に係る賞与の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。